

産業建設委員会会議録

1 日 時 令和5年12月12日(火曜日)

開会 午前 9時56分

閉会 午前11時 6分

2 場 所 第1委員会室

3 出席又は欠席した委員の氏名

(出席)	委員長	三上周治	副委員長	小西利一
	委員	太田善介	委員	荒木将之介
	委員	深見昌宏	委員	小川進一
	委員	加藤保博		
(欠席)	なし			
(その他出席者)	議長	村木理英		

4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

議会事務局長	西村佳子	同次長	宇野 裕
同議事係主査	小野達司		

5 説明のため出席した者の職氏名

副市長	中島邦夫	政策監	難波敏文
総合政策部長	梅田政徳	政策調整課長	岡本紀子
総務部長	内田和弘	財政課長	横田優子
財政課主幹	岡 真理		
産業部長	西川 茂	農林課長	小川正義
農林課主幹	中山知輝	観光プロジェクト課長	赤木郁哉
観光プロジェクト課主幹	坂田 圭	観光プロジェクト課主幹	金田善敬
企業誘致商工振興課長	林 啓二		
建設部長	河田秀則	建設部参与	赤澤康明
地域応援課長	角田琢美	地域応援課主幹	但野泰利
土木課長	矢木武司	都市計画課長	荒木久典
建築住宅課長	八重信幸		
環境水道部長	三宅伸明	上水道課長	浅野竜治
上水道課主幹	安原和行	下水道課長	木村勝彦
環境課長	国府英三		

6 付議事件及びその結果 別紙のとおり

7 議事経過の概要 別紙のとおり

8 その他必要な事項 別紙のとおり

産業建設委員会審査報告書

令和5年12月12日

総社市議会議長 村木 理英 様

産業建設委員会
委員長 三上 周治

本委員会に付託された案件について審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第110条及び第143条の規定により報告する。

記

付議事件及びその結果

議案番号	名 称	結 果
議案第66号	総社市国民宿舎条例の一部改正について	原案を可決すべきである
議案第67号	総社市砂川公園条例の一部改正について	原案を可決すべきである
議案第68号	令和5年度総社市一般会計補正予算(第7号)のうち、本委員会の所管に属する部分	原案を可決すべきである
議案第70号	令和5年度総社市国民宿舎事業費特別会計補正予算(第2号)	原案を可決すべきである
議案第71号	令和5年度総社市水道事業会計補正予算(第1号)	原案を可決すべきである
議案第72号	令和5年度総社市下水道事業会計補正予算(第1号)	原案を可決すべきである
議案第73号	市道の路線認定について	原案を可決すべきである
議案第74号	市道の路線廃止について	原案を可決すべきである
請願第4号	「最低賃金全国一律制への法改正を求める意見書」採択を求める請願	不採択とすべきである
	(理由) 労働者側だけの内容となっているが、物価高騰の問題は、仕入れ価格が高騰するなど企業経営にも影響を及ぼしており、廃業する企業が増えてきている。また、最低賃金の全国一律というのは、各地域で実情が異なることから現実的ではないため。	

開会 午前9時56分

○委員長（三上周治君） ただいまから産業建設委員会を開会いたします。

本日の出席は7名全員であります。

これより、さきの本会議において付託されました案件の審査を行います。

まず、議案第66号 総社市国民宿舎条例の一部改正についての審査に入ります。

当局の説明を求めます。

観光プロジェクト課長。

○観光プロジェクト課長（赤木郁哉君） 失礼いたします。

それでは、議案第66号 総社市国民宿舎条例の一部改正につきまして御説明を申し上げます。

この条例改正は、国民宿舎サンロード吉備路の使用料を改定し、物価高騰等による収益の減少に対応することにより同施設の安定的な経営を維持するため、関係条文の整備を行おうとするものでございます。

改正内容につきまして御説明いたしますので、1枚お開きいただきまして、改正前後表を御覧ください。

第17条の使用料に第2項といたしまして、利用者が一部屋に1人で宿泊するいわゆるシングルユースの場合について、宿泊料の50%を超えない範囲において加算できることとし、別表第1中、宿泊に係る1人当たりの使用料を、1枚お開きいただきまして、現行から大人は1,100円、小学生は880円、小児は550円を値上げした額とし、繁忙日については宿泊料に20%を乗じた額を加算するものに改めようとするものでございます。また、別表第3中、研修室等使用料のうち研修室A、Bの使用料について1時間当たりの金額に改め、併せて9時から18時までの1時間当たりの使用料を均一化しようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

荒木委員。

○委員（荒木将之介君） 失礼します。

改正の別表第3の中なんですけれども、研修室等使用料ですが、一つは1時間単価に改めた理由が一つ、どういった理由というのが一つと、実質値上げしてるのは1時間単価でいうと午前中の部分だけなので、ほかは値上げにはなっていないんですけれども、これで価格としては適正なのかというところをお聞かせください。

○委員長（三上周治君） 観光プロジェクト課長。

○観光プロジェクト課長（赤木郁哉君） 今回の改正につきましては宿泊料について値上げするも

のでございまして、別表第3の委員御指摘の研修室のほうにつきましては併せての改正という形で、値上げをというのが若干午前中のが上がりますが、整えたような形として考えております。時間帯別に例えば9時から13時で1時間を使ったとしても6,600円研修室Aの場合、今までいただいたもので、やはりそちらにつきましては1時間しか使ってないのに全額頂くのはどうかという声もありましたので、それにつきましてこのたびの宿泊料の改正に伴いまして1時間当たりの単価に標準化しようとするものでございます。

○委員長（三上周治君） 他に質疑はありませんか。

小西副委員長。

○委員（小西利一君） さっきの関連で、別表第3のコンベンションホールのほうですけど、年間の稼働率はどれぐらい動いとんですか、分かりますか。

○委員長（三上周治君） 観光プロジェクト課長。

○観光プロジェクト課長（赤木郁哉君） すみません、今そちらのほうの資料を持ち合わせておりませんので、調べて後ほど答弁させていただきたいと思っております。

○委員長（三上周治君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきあることに決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第67号 総社市砂川公園条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

都市計画課長。

○都市計画課長（荒木久典君） 議案第67号 総社市砂川公園条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

総社市砂川公園につきましては、平成7年の開園以来キャンプ場の利用料金を改定せずに据え置いておりますが、物価高騰等に伴いまして利用料金に係る基準額を見直し、受益者負担の適正化を図ることにより安定的かつ持続的に運営する財源を確保するため、関係条文の整備を行おうとするものでございます。

1枚お開きください。

改正前後表を御覧ください。

別表第2中、宿泊利用の基準額を1区画1泊につき1,000円から2,000円に、日帰りの基準額を1区画500円から1,000円に改めようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行しようとするものでございます。また、施行日の前日から施行日までの間を1泊とする宿泊利用につきましては、改正前の規定を適用しようとするものでございます。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

太田委員。

○委員（太田善介君） 利用料の値上げということなんですけど、これ2倍というのは何か算定基準とかあるんでしょうか。

○委員長（三上周治君） 都市計画課長。

○都市計画課長（荒木久典君） 県内のキャンプ場の利用料につきまして、ホームページ等で公開されている情報を基に作成したものであります。総社市の砂川公園のキャンプ場の利用料は格段に安い金額となっております。現行で県内57のキャンプ場で調べましたところ、日帰りでは無料のところを除くと3番目の安さ、宿泊の料金については無料を除くと2番目の安さということで、この基準額を倍にしてもそれぞれ15番、16番目の安さ、また平均で申し上げますと、公営私営の県内57のキャンプ場の平均で、日帰りのほうが約2,200円、宿泊が約3,400円、また公園に限った34キャンプ場に限って算定いたしますと、日帰りが約1,300円、宿泊が約2,400円の平均額となっていることから、この倍の金額を算定しております。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） 太田委員。

○委員（太田善介君） 安さを売りにしてお客様を呼び込みたいということなんですか、それとももう少し上げてもいいけるということなんでしょうか。

○委員長（三上周治君） 都市計画課長。

○都市計画課長（荒木久典君） 毎年、指定管理を行っているシルバー人材センターのほうで利用者アンケートを行っておりますが、そうした中でも自然の中で落ち着いてゆっくりくつろいで楽しめる、また利用したいという声が実際のところ100%を占めておるところであります。

また、砂川公園について期待した以上によかった、まあまあだったという声もほぼ100%に近い声で、期待以下だったという声は、前回これ117件のアンケートですけれども、1件にとどまったということから、非常に満足度の高い現況でも公園であることから、こうした世間の実情に応じた適正化を図っても利用者数には影響を及ぼさないものと考えております。

以上です。

○委員長（三上周治君） 太田委員。

○委員（太田善介君） 今後も値上げしていくような方針とかはあったりするんでしょうか。

○委員長（三上周治君） 都市計画課長。

○都市計画課長（荒木久典君） 今後につきましては当面のところ考えておりませんが、また今後の社会情勢等を踏まえて、先の将来ではそうした検討を行わざるを得なくなるようなことも生じるかもしれません。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） 太田委員。

○委員（太田善介君） すみません、大体その年間の値上げ前の利用料の合算、1年間の集計みたいなのがあれば教えてください。

○委員長（三上周治君） 都市計画課長。

○都市計画課長（荒木久典君） 利用料の集計につきましてはですが、平成31年度から申し上げますと、日帰り、宿泊合わせ、合計ですが、平成31年度が285万2,500円、令和2年度が408万9500円、令和3年度が326万5,000円、令和4年度が352万7,500円となっております。令和5年度につきましては、11月末までで計算しますと、令和4年度と比べ約10%の減となっております。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） 他に質疑はありませんか。いいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第68号 令和5年度総社市一般会計補正予算（第7号）のうち本委員会の所管に属する部分の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

農林課長。

○農林課長（小川正義君） それでは、議案第68号 令和5年度総社市一般会計補正予算（第7

号)につきまして、本委員会の所管に属するものを、便宜歳出から御説明申し上げますので、予算書の16、17ページをお開き願います。

第4款衛生費、第2項清掃費、第2目塵芥処理費、第10節需用費43万円の増額につきましては、電気料金の高騰に加え例年を超える降雨量の影響により総社市一般廃棄物最終処分場に係る排水ポンプの稼働量が増加したことから、光熱水費を増額するものでございます。

次に、第6款農林業費、第1項農業費、第4目畜産業費、第18節負担金、補助及び交付金559万円につきましては、近年の海外情勢に伴う飼料原料価格の上昇による配合飼料価格の高騰により非常に厳しい状況に陥っている畜産農家に対しまして、岡山県と総社市による一体的な事業の実施により緊急的な支援を行うための予算を計上するものでございます。

次に、第8款土木費、第2項道路橋りょう費、第3目道路新設改良費、第14節工事請負費の増額と、第21節補償、補填及び賠償金の減額につきましては、国の交付金を活用して事業を進めている秦中央本線改良事業の事業実施のため、3,370万円の予算の組替えを行おうとするものでございます。

次に、同款第3項河川費、第1目河川事業費、第12節委託料の減額と、第14節工事請負費の増額につきましては、こちらも国の交付金を活用して事業を進めている準用河川国府川改修事業の事業実施のため、100万円の予算の組替えを行おうとするものでございます。

続きまして、予算書の18、19ページをお開きください。

第10款教育費、第5項社会教育費、第9目文化財保護費、第8節旅費7万9,000円の増額につきましては、史跡作山古墳調査に伴う準備経費として、また第18節負担金、補助及び交付金495万3,000円の増額につきましては、宝福寺禅堂の修繕を今年度前倒しして実施することに伴う補助金の増額でございます。

続きまして、歳入につきまして本委員会の所管に属する部分の御説明をいたしますので、10、11ページへお戻りください。

第16款県支出金、第2項県補助金、第4目衛生費県補助金につきましては、本市が実施している電気自動車等導入費助成金に対して、県の省・創・畜エネ設備・EV導入支援事業補助金が対象となったため、200万円を計上するものでございます。

第6目農林業費県補助金につきましては、歳出で御説明いたしました飼料価格高騰緊急対策事業補助金に対する県からの財源でございます。

12、13ページをお開きいただきまして、第22款市債、第1項市債、第8目土木債、第3節河川債60万円の増額は、歳出で御説明いたしました河川事業の起債対象事業費の増額に伴うものでございます。

続きまして、第2条繰越明許費について御説明いたしますので、4、5ページへお戻りください。

第2表繰越明許費の第8款土木費、第4項都市計画費、公園施設長寿命化対策事業5,500万円に

つきましては、効率的かつ効果的な整備のため契約方法の精査、検討に不測の日数を要し、年度内完了が困難なことから、繰越明許の措置を取りまして、翌年度へ繰り越そうとするものでございます。

次に、第4条地方債の補正につきまして御説明いたしますので、第4表地方債補正（変更）を御覧ください。

河川事業につきましては、歳出及び歳入で御説明いたしましたとおり起債額の増額に伴い借入限度額を変更するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還方法につきましては変更はございません。

説明につきましては以上でございます。

○委員長（三上周治君） これより、質疑に入ります。

この際、私より申し上げます。

予算調書を活用しての質疑は、まず調書のページ数を言っていただき、調書に記載してある款項目、事業名を言った後、主要な事務事業の概要の内容を限定してから質疑に入っていただくようお願い申し上げます。

質疑はありませんか。

小西副委員長。

○委員（小西利一君） 調書の28ページ、第6款農林業費、第1項農業費、第4目畜産業費の中の畜産振興経費ですけど、飼料価格の高騰で一応県の補助と、その市の県の10分の1の補助が出るんですけど、これ頭数とか、そのあたりが分かれば、全市内全部ですか。

○委員長（三上周治君） 農林課長。

○農林課長（小川正義君） 頭数につきましては、県の補助事業のスキームの中で、畜産業者につきましては毎年2月1日時点の飼養数というものを県へ報告するようになっております。その頭数に対する今回は補助でございます。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） 小西副委員長。

○委員（小西利一君） 2月1日に報告した後、増えても減っても2月1日が基準ということですか。

○委員長（三上周治君） 農林課長。

○農林課長（小川正義君） そのとおりでございます。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） 小西副委員長。

○委員（小西利一君） これ、県が補助を決めてるんですが、肉用牛1,100円、これは市の負担ですけど、要は県は11万円1頭につき出すということで理解していいんですか、これ。

○委員長（三上周治君） 農林課長。

○農林課長（小川正義君） すみません、補助金の額でございますが、総社市内で該当しているものが肉用牛と豚と採卵鶏でございます。肉用牛につきましては県の補助金が1,000円、そして市の補助金が10分の1でございますので、100円の1,100円でございます。

以上です。

○委員長（三上周治君） 小西副委員長。

○委員（小西利一君） 1,000円と100円なの、少ないな。

これ、物価高騰で今年だけに限らずこのままずっと物価高騰が続くと思うんですけど、県の事業じゃなくて単市の持ち出しで来年以降も補助する予定は検討されてるんでしょうか。

○委員長（三上周治君） 農林課長。

○農林課長（小川正義君） 今年度につきましては当然、非常に厳しい状況でございますので補助を考えておりますが、実際のところ今飼料価格というのが令和4年度にぐんと一気に上がったんですけれども、令和5年につきましては高止まりながら徐々に下落しているという状況でございますので、そこにつきましては県ともいろいろと協議をしながら補助金等がもし本当に必要であればそのときにまた検討しなければいけないのかなというふうには考えておりますが、現在のところでは来年度の補助は考えておりません。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） 他に質疑はありませんか。

太田委員。

○委員（太田善介君） 同じ28ページの第6款農林業費、第1項農業費、第4目畜産業費のやつなんですけど、これはどの辺で飼育されているんですか。

○委員長（三上周治君） 農林課長。

○農林課長（小川正義君） 実際、今回の補助対象者、6者ございます。一番規模的に大きいのが、新本の養鶏場、石橋養鶏場というところでございますが、ここが約22万羽の採卵鶏を飼育されております。その他は個人の方でやられてるのが3者で、あとは奥坂のほうで鬼ノ城のビジターセンターよりはさらに奥坂の集落寄りのほうに行きますと、そこに豚の研究施設みたいなものがございますが、そこで129頭の豚を飼養されてるという情報をお聞きしております。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） 他に質疑はありませんか。

荒木委員。

○委員（荒木将之介君） 失礼します。

調書でいうと37ページ、第10款教育費の中の第5項社会教育費、第9目文化財保護費、文化財保護啓発事業なんですけれども、作山古墳の調査活用事業を来年度当初から開始するに当たり専門業者との調整を今年度中に実施することによる増額ということなんですけれども、この活用事業はもう確定しているのでしょうか。僕の記憶の限りでは議会で議決した記憶がないんですけども。

○委員長（三上周治君） 観光プロジェクト課長。

○観光プロジェクト課長（赤木郁哉君） 委員おっしゃる作山古墳の事業については現在国、県との事前の調整中でありまして、まだ事業自体決まったわけではございませんが、仮に事業が来年年明けぐらいに決定した場合、たちまち令和6年4月から対応しなくてはなりません。こちらの旅費のほうなんです、専門者会議と申しますのが、来年度早々に大学の教授等の知見者の方々の専門者委員会的なものを立ち上げるに当たりまして、4月からスタートダッシュを切るために今年度内に事業を決定し、今回この旅費の御議決をいただきましたならば、併せ持って年度内に早急に大学教授等の調整の必要が生じますので、今回補正予算として計上させていただいた次第でございます。

○委員長（三上周治君） 荒木委員。

○委員（荒木将之介君） 単市でやってることではないので、いろいろあると思うんですけども、僕は順番をどうするのが適当なのかちょっと分からないんですけども、できればこうした事業をやっていくんだということをあらかじめ議決した上でやっていただけるほうが、形としてはきれいなのかなと思うんですけど、そのあたりが慣例としてどうなのか分からないんですけども、そうしていただけるほうがいいかなと思うんですが、そのあたり段取り的には問題はないんでしょうか。

○委員長（三上周治君） 観光プロジェクト課長。

○観光プロジェクト課長（赤木郁哉君） 委員おっしゃる作山古墳に係る事業的には、令和6年度の当初予算のほうで方向性が決まりましたら計上をさせていただく予定でございます。今回補正予算でというのが、その決定とそれから当初予算の議決という時間のタイムラグありまして、その前に動く必要がありますので、もし仮に県とか国の事前調整がうまくいかなかったら、こちらのほうは執行することはできないかなということではありますが、たちまち年明けにその事業の方向性が内示等出ましたら動かなければいけないので、今補正予算として計上させていただいているところでございます。

○委員長（三上周治君） 荒木委員、いいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） 産業部長、何か答弁ありますか。

産業部長。

○産業部長（西川 茂君） 一応、議決というのは事業ごとにではないかと思っておりますので、予算計上、当初予算を先ほど申し上げました。それを要求させていただいてという形になるかと思いません。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） 他に質疑はありませんか。

小川委員。

○委員（小川進一君） 調書の同じく37ページですが、宝福寺の禅堂屋根ふき替え修理、これは県事業だと思うんですが、総額は幾らになるんでしょうか。

○委員長（三上周治君） 観光プロジェクト課長。

○観光プロジェクト課長（赤木郁哉君） こちらにつきまして、禅堂の保存修理につきましては、総額当初予定が1,600万円程度の予定でございます。

○委員長（三上周治君） 小川委員。

○委員（小川進一君） これは市の補助額ということですか。

○委員長（三上周治君） 観光プロジェクト課長。

○観光プロジェクト課長（赤木郁哉君） はい、委員お見込みのと通りの市からの補助金でございます。

○委員長（三上周治君） 小川委員。

○委員（小川進一君） 最初のお尋ねは、この県事業の総額というんか、県の補助事業が幾らかかるのかというのを聞いたかったんですが。

○委員長（三上周治君） 観光プロジェクト課長。

○観光プロジェクト課長（赤木郁哉君） 県事業といいますか、宝福寺がされる事業について県が50%、市が25%、それから寺自体が25%という形で、市が総額に対して25%助成しようとするものでございます。

○委員長（三上周治君） 小川委員。

○委員（小川進一君） ということは、4分の1総社市が持って、他が75%を持つということで事業が成り立っておるということで。今回前倒しで495万3,000円ですから、来年度もこの事業は継続して補助金が発生するというところでよろしいわけですか。

○委員長（三上周治君） 観光プロジェクト課長。

○観光プロジェクト課長（赤木郁哉君） 委員お見込みのとおりでございます。

○委員長（三上周治君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件のうち本委員会の所管に属する部分を採決いたします。

本件のうち本委員会の所管に属する部分は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） 御異議なしと認めます。

よって、本件のうち本委員会の所管に属する部分は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第70号 令和5年度総社市国民宿舎事業費特別会計補正予算（第2号）の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

観光プロジェクト課長。

○観光プロジェクト課長（赤木郁哉君） 続きまして、議案第70号 令和5年度総社市国民宿舎事業費特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

このたびの補正につきましては、国民宿舎事業費の前年度繰越金の確定等に伴うものでございます。

まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億8,200万3,000円に定めようとするものでございます。

それでは、歳入から御説明申し上げますので、予算書の8、9ページをお開き願います。

第4款繰越金3,000円につきましては、前年度繰越金の額の確定に伴う増額でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

予算の10、11ページをお開きください。

第6款予備費につきましては、予算調整でございます。

続きまして、第2条の債務負担行為の補正につきまして御説明申し上げます。

予算書の4ページにお戻り願います。

第2表債務負担行為補正（追加）でございますが、吸収冷温水機更新事業につきましては、国民宿舎サンロード吉備路の空調設備である吸収冷温水機を更新するものであり、新年度になってからの発注では夏季に間に合わないため計上するもので、期間を令和5年度から令和6年度までとし、限度額を6,500万円と定めるものでございます。

続きまして、温泉券売機更新事業につきましては、令和6年7月に新紙幣が発行されることに伴い温泉券売機を購入するものであり、新年度になってからの発注では間に合わないため計上するもので、期間を令和5年度から令和6年度までとし、限度額を200万円と定めるものでございます。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第71号 令和5年度総社市水道事業会計補正予算（第1号）の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

上水道課長。

○上水道課長（浅野竜治君） それでは、議案第71号 令和5年度総社市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

予算書の1ページを御覧ください。

今回の補正予算につきましては、第2条におきまして水道管の漏水等修繕費の増額に伴う収益的支出の補正と、第3条、第4条におきまして国庫補助金を活用した老朽管改良工事を追加実施することに伴う資本的収入の補正及び債務負担行為を追加するものでございます。

では、修繕費のほうの増額から御説明申し上げますので、予算書の8ページをお開きください。

収益的支出第1款水道事業費用のうち、配水及び給水費の修繕費1,100万円の増額につきましては、主に水道管の老朽化を原因とする漏水等に対応する修繕費用でございます。この夏当初の見込みを上回るペースで破損が生じ、修繕が必要となったため、増額しようとするものでございます。

続きまして、予算書の9ページを御覧ください。

第1款資本的収入のうち国庫補助金を803万円増額しようとするものでございます。国庫補助金を活用した一層の老朽管改良工事の推進を図るため、次年度以降に施工予定でありました小寺地区の老朽管改良工事を前倒して実施するためのものでございます。本工事費として2,409万円を見込んでおり、そのうち国庫補助金として3分の1に当たる803万円を充てようとするものでございます。

なお、竣工につきましては令和6年度になる見込みでございますので、併せて予算書7ページにございます債務負担行為の追加をしようとするものでございます。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

深見委員。

○委員（深見昌宏君） 水道のことなんでなかなか今後難しいかと思いますがけれど、今そういう1,100万円の補正予算の小寺地域の改修とかというふうに言われてましたけど、これは総社市内で順番的に、多分今後ずっと続いていくんであろうと思われる事業だと思うんですけど、これはあ

る程度目安というものは出来上がってますか。

○委員長（三上周治君） 上水道課長。

○上水道課長（浅野竜治君） 深見委員の御質問にお答えいたします。

今回国庫補助金を活用した債務負担行為で、小寺地区の配水管ということでございます。これは令和6年度以降に施工予定のものを前倒ししようとするものでございます。泉地区のほうが一応漏水のほうも結構件数がありまして、令和6年度以降する予定だったものを前倒しするものなんです。令和7年度以降も順次泉地区のほうから阿曾地区に向けて順次計画的にやっていく予定でございます。それを前倒して今年度計上しようとするものでございます。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） 深見委員。

○委員（深見昌宏君） この補正予算をどうこうと言うつもりもございませんけれど、今みたいに今後ずっと続いていくであろうというこの漏水に関しての話というのは、計画的にいろいろ、我々もこのことに関しては所管事務調査をしていかないといけないのかなというふうに思ってますので、こういうことを順次またお聞きしますので、今日はもうこれでオーケーです。ありがとうございます。

○委員長（三上周治君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第72号 令和5年度総社市下水道事業会計補正予算（第1号）の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（木村勝彦君） 議案第72号 令和5年度総社市下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

今回の補正予算につきましては、第2条収益的支出、第3条資本的支出及び第4条債務負担行為

の補正が主なものでございます。

第2条収益的支出の補正につきましてでございますが、8ページをお開きください。

第1款下水道事業費用のうち、第1目支払利息、第1節企業債利息360万円の増額につきましては、企業債の発行におきましては内部留保資金の状況を鑑みながら行っておりますが、令和4年度におきまして見込みより多く企業債を発行する必要が生じたため、企業債利息を増額しようとするものでございます。

続きまして、1ページにお戻りください。

第3条資本的収入及び支出の補正についてでございますが、資本的収入が資本的支出に対して不足する額2,300万円を3,050万8,000円に、その不足額に対する補填財源を記載のとおり変更しようとするものでございます。

続きまして、9ページをお開きください。

第1款資本的支出のうち企業債償還金の750万8,000円の増額につきましても、同様の理由により企業債償還金を増額しようとするものでございます。

再び、第1ページにお戻りください。

第4条債務負担行為の補正についてでございますが、公共工事の品質の確保の促進に関する法律等に基づき下水道工事の施工時期の平準化に取り組むため、下水道污水管工事及び下水道取付管工事につきまして追加して債務負担行為を設定しようとするものでございます。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第73号 市道の路線認定についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

地域応援課長。

○地域応援課長（角田琢美君） それでは、議案第73号 市道の路線認定につきまして御説明を申し上げます。

このたびの認定をしようとする路線の数は6路線でございます。宅地の開発及び国道180号バイパスの開通に伴い設置されました道路を新たに認定する必要が生じたため、道路法第8条第2項の規定により市議会の議決を経て認定しようとするものでございます。

表の中の上から2段目が180号バイパスに伴う道路でございます。位置等につきましては、1枚お開きいただき、6ページにわたり資料のほうを添付させていただいております。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第74号 市道の路線廃止についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

地域応援課長。

○地域応援課長（角田琢美君） それでは、議案第74号 市道の路線廃止につきまして御説明を申し上げます。

このたび廃止しようとする路線の数は8路線でございます。いずれも3箇所の旧市営住宅の廃止に伴い従前の市道を廃止する必要が生じたため、道路法第10条第3項の規定により市議会の議決を経て廃止しようとするものでございます。

一覧表の中にあります上から4行までが旧天原住宅でございます。その次、1路線が井手住宅のものでございます。最後3路線につきましては美袋上の旧市営住宅のものでございます。その位置につきましては、1枚おめくりいただきまして、8ページにわたり資料を添付させていただいております。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

休憩します。約10分休憩します。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時57分

○委員長（三上周治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

観光プロジェクト課長。

○観光プロジェクト課長（赤木郁哉君） 先ほど議案第66号の小西委員の質問につきまして、答弁漏れがありましたので、報告させていただきます。

コンベンションホールの稼働率のお尋ねでございました。直近が、令和4年度で言いますと359日の営業日のうち、114日ということで、約32%、これはコロナが明ける前ですので、コロナ禍前の平成30年で言いますと、約71%の稼働率でございます。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） 副委員長、いいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） 次に、請願第4号 「最低賃金全国一律制への法改正を求める意見書」採択を求める請願の審査に入ります。

本件について、当局から御意見等があれば御発言願います。

企業誘致商工振興課長。

○企業誘致商工振興課長（林 啓二君） 当局のほうからは特にございません。

○委員長（三上周治君） 本件について御意見等があれば御発言願います。

加藤委員。

○委員（加藤保博君） 請願を出されてから何回も読ませていただきました。提出者のほうから、

これは労働組合のほうですので、こういう内容になるというのはもうそれは仕方がないことであると思います。しかし、この文章の中にも物価高騰とかという文字もあるわけですが、これ目線が労働者オンリー、労働者のほうからの目線になっておりまして、今物価高騰とかという問題はもちろん中小企業、零細企業、飲食店、その他で仕入価格のほうにもその物価高騰の波が押し寄せておりまして、いろんな飲食店等でも閉店、廃業やむを得ないというようなニュースも流れております。

また、この文章の中に、飲食店も仕入価格にもそれはすごい物価高騰の波が押し寄せて、結局これは物の売価、売るほうへもそれを転嫁していかなければならないというのが悪循環になっております。まして、全国一律制というのはあまりにも極端なようなこともおっしゃって、ちょっと無理があるかなというふうに感じますので、私といたしましてはこれは不採択が適当だと思います。

○委員長（三上周治君） 他に御意見がありませんか。

小西副委員長。

○委員（小西利一君） 加藤委員の言われることもごもっともで、要望、立場があろうからそうなんですけど、ここに書かれてあるように生活水準ももっと引き上げていくというか、鶏か卵かという話になるんですけど、賃金のほうも物価上昇に合わせて引き上げていく、そして一遍には多分全国統一にはならないなと思うんですけど、第一歩として賃金の法改正を求める意見書を出して国のほうにもう一度検討してもらおうというのはありかなと思って、私は採択してあげてもいいと思っております。

以上です。

○委員長（三上周治君） 他に御意見がありますか。

深見委員。

○委員（深見昌宏君） 今、加藤委員、小西委員がそれぞれの立場で意見を述べられて、私の考えるところは、大方加藤委員とほぼ似てるんですけど、全国一律というところでどうしても違和感があり、総社市においては企業的に大企業はほとんどございません。その中で、中小零細企業というのがほとんどございまして、先ほど飲食店の話も出ましたけれど、これを全国一律的に、さっき小西委員も言われたけど、急にはこれはもうまずできないものであって徐々にという考えも分からないでもないんですけど、これを全国一律をとというふうなこの請願書が出てきてることに対しては、総社の市議会の中でこれを認めていいんかどうかと言われたら、私はこれは不採択に値するかなというふうに考えております。

○委員長（三上周治君） ほかに御意見がありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） ないようですので、この際しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時3分

再開 午前11時4分

○委員長（三上周治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は採択とすべきと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は採択とすべきであると決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立少数〕

○委員長（三上周治君） 起立少数であります。

よって、本件は不採択とすべきであると決定いたしました。

なお、本件の議決結果に理由をつけなければならないことになっておりますが、その内容につきましては委員長に御一任願えますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長に一任と決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

委員会審査報告書の作成並びに委員長報告につきましては委員長に御一任願えますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） 御異議なしと認めます。

よって、一任と決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、本委員会を閉会いたします。

閉会 午前11時6分